

淀川河川公園西中島地区 有料BBQ連絡協議会 設置要領

1. 設置の目的

淀川河川公園西中島地区有料BBQ指定エリアにおける事業を通して、エリア並びに周辺のゴミ等による環境悪化を防止し利用者への安全の確保とサービスの向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に改善施策等への協力を行うことを目的とする。

2. 連絡協議会の構成員

淀川河川公園西中島地区 有料BBQエリアでの事業実績があり別途、公募要領に基づく要件を満足すると共に本会の目的を理解のうえ賛同した事業者等で事務局が認めた優良なものとする。

3. 応募要領

別紙の通り

4. 連絡協議会の構成員の責務

- 1) 日常の業務を通してエリア周辺の環境改善に協力する。
 - ・周辺のゴミ清掃
 - ・迷惑行為等の注意喚起
 - ・ゴミ分別協力
- 2) 公園利用者に対するサービス向上や賑わい創出活動へ協力する。
 - ・BBQ教室
 - ・西中島地区、十三野草地区への賑わい創出協力、イベント協力が出来る事業者
 - ・その他必要なイベント
- 3) 事務局との営業契約（売上額の10%支払）を締結、本設置要領や4. 1)～2) による記載活動へ協力する。
- 4) その他
 - ・期間を通じてコンスタントに利用者サービスが提供出来るように運営を行う

5. 連絡協議会活動期間：平成31年4月12日(金)～平成31年11月30日(土)

利用時間：9時00分～16時30分（4～5月／9月～11月）

9時00分～18時30分（6月～8月）

※器材設置は駐車場開門時間からとする。

6. 連絡協議会活動エリア：淀川河川公園 西中島地区（BBQ指定エリア、並びに周辺地区）

7. 連絡協議会構成員の運用規定

- ①事務局より指定された箇所に駐車するものとする。
- ②一般利用者に配慮した活動とする。
- ③BBQ資材・食材等の搬入出は公園利用者に影響が出ないように実施する。
- ④土日祝祭日の利用にあつては、利用日の2日前に利用人数、テント基数を事務局へ提出するものとする。
- ⑤キャンセルなどで利用者が来ない場合は速やかに設置物及び資材等を撤去する。
- ⑥一般利用者への利用に大きな影響があると判断される場合は各事業者へエリア縮小の要請を行う場合がある。
- ⑦駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りは原則禁止します。
- ⑧駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りを発見した場合は撤去します。
- ⑨公園敷地内へは、材料・資材を届けるだけとし、敷地内での営業行為は禁止する。
- ⑩公園敷地を営業活動に使用することも禁止とする。
- ⑪駐車場敷地内の占用的利用の禁止とし、所定の場所で積み降ろしを行い、搬入出の完了後は速やかに車両を公園外に退出させること。
- ⑫設置物および資材等について終了後に速やかに撤去および清掃を行い、原状回復すること。
- ⑬上記の項目に従っていただけない場合は、今後西中島地区の出入りを禁止する。